

平成28年8月31日裁決

主文

日本年金機構が、平成〇年〇月〇日付で請求人に対してした、後記第2の3記載の処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

主文と同旨。

第2 再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人と利害関係人A(以下「A」という。)は、昭和〇年〇月〇日に婚姻した。〇〇家庭裁判所〇〇支部は、請求人を原告とし、Aを被告とする同支部平成〇年(家ホ)第〇〇〇号離婚等請求事件について、Aに対する公示送達による適式な呼出を経て審理した上、平成〇年〇月〇日、請求人とAを離婚する旨の判決を言い渡し、同判決は、同年〇月〇日に確定した(以下、この判決を「本件判決」という。)。請求人は、同月〇日、離婚の裁判確定日を平成〇年〇月〇日とする離婚の届出をした。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、日本年金機構(以下「機構」という。)に対し、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第78条の2第1項に定める離婚等をした場合における標準報酬の改定を請求(以下「本件改定請求」という。)した。
- 3 機構は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「配偶者について、厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)第78条の11第2項第四号に添付しなければならない書類として規定されている生存を証明することができる書類を添付していないため。」という理由で、本件改定請求を却下する処分(以下「原処分」という。)をした。

4 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に再審査請求をした。不服の理由は、本件裁決書添付別紙のとおりである。

5 当審査会は、Aを利害関係人に指定した。

第3 問題点

- 1 平成19年4月1日以降に離婚した者については、婚姻期間中の厚生年金保険の被保険者期間につき、両当事者の合意により請求すべき按分割合を定めて年金分割を請求し、それが行われた場合は、老齢厚生年金の額が改定されることとされている(国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)附則第46条及び厚年法第78条の2ないし第78条の12)。そうして、上記合意のための協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者の一方の申立てにより、家庭裁判所が当該対象期間における保険料納付に対する当事者の寄与の程度その他一切の事情を考慮して、請求すべき按分割合を定めることができることとされている(厚年法第78条の2第2項)。
- 2 また、標準報酬の改定を請求する際には、標準報酬改定請求のあつた日前1月以内に作成された当事者の生存を証明することができる書類(以下「生存証明資料」という。)を添えなければならないとされている(厚年法施行規則第78条の11第2項第4号)。
- 3 Aの国籍はa国であり、b国に単身赴任したのちに音信不通となって離婚に至り、請求人は、c政府が作成した後記記載の本件c政府文書を提出して、生存証明資料としてしていることから、本件における問題点は、前記1及び2の関係法令と本件における具体的事実関係に照らして、前記第2の4記載の請求人の主張を理由あるものとして認めることができるかどうかである。

第4 当審査会の判断

- 1 本件記録によれば、上記第2の1、2

及び3の各事実のほか、以下の各事実が認められる。

(略)

2 平成19年4月1日以降に離婚した者については、婚姻期間中の厚生年金保険の被保険者期間につき、標準報酬の改定を請求することができるが、その請求には、標準報酬改定請求のあった日前1月以内に作成された当事者の生存を証明できる資料を添付することとされている。しかし、Aは、a国籍の外国人であることから、Aの戸籍が編製されていないことは公知であり、請求人を筆頭者として編製された戸籍の身分事項欄に「婚姻」として、婚姻日「平成〇年〇月〇日」、配偶者氏名「A」、配偶者の国籍「a国」、配偶者の生年月日「西暦〇年〇月〇日」と記載され、「離婚」として、離婚の裁判確定日「平成〇年〇月〇日」、配偶者氏名「A」、配偶者の国籍「a国」、届出日「平成〇年〇月〇日」と記載されているのみであるから、本件改定請求のあった日前1月以内に作成されたAが生存していたことを証明する資料として、戸籍の謄抄本あるいは、戸籍履歴全部事項証明書等を提出することができないことは明らかである。また、住民基本台帳法については、外国人の利便の増進及び市区町村等の行政の合理化を目的として、外国人を住民基本台帳法の適用対象に加えるため、住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号。以下「平成21年改正法」という。)により、住民基本台帳法に、新たに「第4章 外国人住民に関する特例」が設けられた。平成21年改正法は、平成21年7月15日に公布され、平成24年7月9日に施行されたが、Aは、平成21年改正法公布前の平成〇年〇月〇日に本邦を出国し、同法の施行期日後である平成〇年〇月〇日現在においても入国した事実がないのであるから、Aは、最後の住所地を管轄する〇〇市の外国人登録原票に登録されている者であるとしても、同市における外国人住民に該当するものと

はいえないから、同人の住民票及び仮住民票(平成21年改正法附則第3条参照)は作成されていないものと認められるのであり、本件改定請求のあった日前1月以内に作成されたAが生存していたことを証明する資料として、住民票謄本を提出することができないことは明らかである。

3 本件審理手続の全趣旨によると、請求人は、上記2の事情から、本件改定請求のあった日前1月以内に作成されたAが生存していたことを証明する資料として、戸籍法及び住民基本台帳法に基づく公証書類を提出することができないことから、請求窓口である日本年金機構〇〇年金事務所において、上記公証書類を提出することができない場合にどのような書類を添付すればよいかを尋ねたところ、担当者は、請求人に対し、添付すべき書類を具体的に教示しなかったことが認められる。そのため、請求人は、請求人を筆頭者とする戸籍の全部事項証明書(平成〇年〇月〇日付)、本件判決の抄本(同年〇月〇日付)及び本件判決の確定証明書(同年〇月〇日付)、〇〇入管局長回答書(平成〇年〇月〇日付)を添付した上、「添付の通り、所在確認ができないため、相手の住民票に相当する書類を取得することができません。」との申述を記した請求人作成の書面を添えて、本件改定請求をしたことが認められる。

4 ところで、標準報酬改定請求書に添付すべきものとされた書類を添付しなかったことを理由として、請求を却下する処分を受けた者が、当該処分に対する審査請求を申し立てて、当該処分が確定する前に、添付すべきものとされた書類又はその書類と同視し得べき書類を提出したときは、その不添付の瑕疵は補正され、当該請求は当初に遡って適式な請求となると解すべきである(上級審における印紙の追貼とその訴訟書類の効力に関して判示した最高裁判所昭和29年(オ)第858号同31年4月10日第三小法廷判決・民集10巻4号367頁、及び抗

告提起の手数料の納付を命ずる裁判長の補正命令を受けた者が、補正期間経過後にこれを納付した場合の抗告状の効力に関して判示した平成27年（行フ）第1号同年12月17日第一小法廷決定・裁判所時報第1643号1頁各参照）。この観点から、本件について検討するに、請求人は、原処分に対する審査請求を申し立てた後に、Aの生存を証明する資料として、本件c政府文書を提出したものである。しかして、本件c政府文書は、本件改定請求のあった日前1月以内に作成された資料ではないが、これによると、「Aの国籍の属する国における住所又は居所」であるcを管轄するc政府入境事務處生死登記處において、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間（本件裁定請求があった日の1月前の日を含む。）において、Aが死亡した事実の登録はなかったことが認められる。しかして、本件裁定請求時に添付された資料に、本件c政府文書を併せて考慮すると、上記期間において、Aが生存していたことを優に認めることができる。

5 ところで、標準報酬改定請求の前に、当事者の一方が死亡した場合は、死亡と同時に、当該死亡当事者に係る標準報酬は存在しないこととなり、分割のための改定又は決定をする対象を欠くから、理論的には、生存する他方当事者は、標準報酬改定請求をすることはできないというべきである。このことは、標準報酬自体には権利性が認められないことに加え、年金受給権が一身専属的な権利とされ（最高裁判所平成3年（行ツ）第212号同7年11月7日最高裁判所第三小法廷判決・民集第49巻9号1829頁参照）、受給権者の死亡によって消滅する（厚年法第45条、第53条第1号、第63条第1項第1号参照）こととされている公的年金制度の趣旨に照らし、死亡した当事者の一方の年金分割制度に関する地位ないし権利が、相続等によって他の者に承継されることはないことから、当然のことである。しかし、

厚年法施行令第3条の12の7は、例外的に、当事者の一方が死亡した場合においても、生存する他方当事者が標準報酬改定請求をすることができる場合を規定している。すなわち、当事者の一方が死亡した日から起算して1月以内に厚年法第78条の2第3項に規定する方法（当事者が標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の添付その他の厚生労働省令（厚年法施行規則第78条の4第1項）で定める方法であり、請求すべき按分割合を定めた確定判決の謄本（注：正本が含まれる。）又は抄本を添付する場合がこれに含まれる。）により、生存する他方当事者による標準報酬改定請求があったときは、当事者の一方が死亡した日の前日に標準報酬改定請求があったものとみなすと規定している。したがって、離婚した当事者の一方が離婚後に死亡した場合には、死亡した日から起算して1月を経過したときは、他方の当事者は、標準報酬改定請求をすることができないことになる。厚年法施行規則第78条の11第2項第4号が、添付すべき生存証明資料が「標準報酬改定請求のあった日前1月以内に作成された」ものであることを求めているのは、上記規定の趣旨を実効あらしめるためであると理解されるのであり、そうであるとすれば、Aは、本件改定請求があった日前1月以内の日及び本件改定請求の日を含む平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間において生存していたことが証明されている本件においては、本件c政府文書を厚年法施行規則第78条の11第2項第4号所定の資料に該当しないとして本件改定請求を却下することは、請求人に対して不可能を強いるものであり、条理上許されないとはいえるべきである。

6 以上の認定及び判断の結果によると、保険者は、本件改定請求に基づいて、請求人及びAの標準報酬を改定又は決定すべきであり、当審査会の上記判断と結論

を異にする原処分は妥当でないから、これを取り消すこととして、主文のとおり裁決する。